

平成29年度持家住宅建設等補助金

上山市に居住されている又は新たに上山市に住所を移し住まわれる方で、居住するために住宅を取得又は建設する方に対し、費用の一部を補助します。

最大 180万円 補助します
(上山市在住の方は最大170万円)

補助対象条件 ▼下記1～5を全て満たす方のみ対象（1は①②のいずれか該当）

1 ①市内に住所を有する方又は市外に転出して1年未満の方で、次のA～Dのいずれかに該当する方

- 1は①②いずれか
- A 平成11年4月2日以降に出生した子供を含む三世帯で同居又は近居（親世帯と子世帯の直線距離が1km以内に居住）する方
 - B 上山市みはらしの丘地内市保有地を購入し持家住宅を建設する方
 - C 中古住宅を取得する方（過去に居住の用に供されたことのある一戸建ての住宅。マンションは含まない。）
 - D 上山市空き家バンク登録物件を取得して住む方又は取得後建替えて住む方

②本市以外に1年以上住所を有する方で平成30年3月末日までに転入される方

2 補助金申請時に所有権の登記、移転登記、転入届、転居届を行っていない方

3 住宅の取得、建設に300万円以上費用がかかる方

4 平成30年3月末日までに住宅取得（建設工事）完了届を提出できる方

※完了届提出には新住所の住民票謄本や、保存登記又は移転登記完了後の登記簿謄本等の書類が必要です。

5 市税等の滞納の無い方

補助内容 ※予算がなくなり次第終了となります。

| 対象となる事業（基本の補助額） | 補助金の額 |
|--|-------------|
| 1 本市以外に1年以上住所を有する方が、市内において持家住宅の取得又は建設を行う場合（取得の場合、二親等以内の親族からの取得は除く） | 30万円 |
| 2 市内に住所を有する方又は市外に転出して1年未満の方が、市内において持家住宅の取得又は建設を行う場合（上記条件A～Dのいずれかに該当する場合） | 20万円 |
| 対象となる要件（加算される補助額） | 補助金の額 |
| 1 平成11年4月2日以降に出生した子供を含む三世帯で同居又は近居する場合（建替えも対象） | 20万円 |
| 2 上山市みはらしの丘地内市保有地を購入し、持家住宅を建設する場合 | 100万円 |
| 3 中古住宅を取得する場合（過去に居住の用に供されたことのある一戸建ての住宅をいう。ただしマンションは含まない。） | 20万円 |
| 4 上山市空き家バンク登録物件を取得して住む又は取得後建替えて住む場合 | 10万円 |
| 5 平成11年4月2日以降に出生した子供を養育している場合 | 20万円（人数関係無） |
| 6 市内の建築業者を利用して持家住宅の建設工事を行う場合 | 10万円 |

詳しくは ☎ 上山市役所建設課都市計画係 電話 023-672-1111（内線426）